

○御嵩町空き家改修費支援補助金交付要綱

令和6年3月29日

訓令甲第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御嵩町への移住促進及び地域活性化に資する空き家の有効活用を支援するため、御嵩町空き家バンク制度に登録された物件の改修及び修繕に要した費用の一部を、予算の範囲内で補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 御嵩町空き家バンク制度実施要綱（平成26年訓令甲第33号）第4条により登録を行った建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者
- (2) 町外からの転入予定者又は転入者で転入して1年以内のもの
- (3) 空き家を購入した者又は空き家を賃借した者で改修に関して所有者等の同意があるもの
- (4) 空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年以内の者
- (5) 空き家の売買又は賃貸借の契約の相手方が3親等内の親族でない者
- (6) 改修を行う空き家（以下「補助対象物件」という。）に、この補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から5年を超えて定住する意思のある者
- (7) 補助対象者及び同一世帯の者に地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税（以下「市町村民税」という。）の滞納がない者
- (8) 補助対象者及び同一世帯の者が御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助対象工事等)

第4条 補助金の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、住宅の機能向上のために行う改修等で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、他の補助金の対象となっている箇所は補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事等の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助額とする。ただし、補助対象者が岐阜県外からの転入の場合は120万円を限度とし、岐阜県内からの転入の場合は90万円を限度とする。

2 この補助金は、補助の対象となった空き家につき1回限りの申請とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の着工前に、御嵩町空き家改修費支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し又は改修に要する経費に係る見積書の写し
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書（賃貸借の契約に係る補助対象空き家を賃借人が改修する場合に限る。）
- (5) 世帯全員の住民票
- (6) 世帯全員の現住所地での市町村民税の完納証明書（転入予定者に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金等の交付の決定に条件を付することができる。

(補助対象工事等の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、御嵩町空き家改修費支援補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第9条 町長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付決定変更承認通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事等が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、御嵩町空き家改修費支援補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改修に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書
- (2) 改修前及び改修後の状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、御嵩町空き家改修費支援補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の額の確定通知を受けた交付決定者は、御嵩町空き家改修費支援補助金交付請求書（別記様式第8号）により、町長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付日から起算して5年以内に改修等した住宅を取壊し又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付日から起算して5年以内に改修等した住宅を退去したとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して5年以内に御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等（以下「町税等」という。）の滞納が生じたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消通知を受けた者は、取消しを受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象工事等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付のあった年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。